





更しようとするときも、同様である。ただし、保護条例が完全施行された平成15年7月1日に現に行われていた個人情報取扱事務については、同日後、遅滞なく登録することとされているため、多くが同日付けの登録となっている。

実施機関の登録簿は、情報公開コーナーに備え置かれ、一般の閲覧に供されており、県民等が自由に閲覧できる。したがって、登録簿の閲覧については、公開条例第6条第1項の規定に基づく開示請求の必要はない。ただし、写しの交付については、開示請求が必要であり、公開条例第11条第1項ただし書の規定に基づく即日開示を行う。

また、個人情報取扱事務の登録は、「取得した用地の登記事務」のように、当該個人情報取扱事務について包括的に行うものであり、特定・個別の案件（例えば「和歌山市〇〇の用地取得」等）ごとに作成するものではない。

## 2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件について

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件（以下「当該事件」という。）は、実施機関が関わった事件ではないが、実施機関は、当該公図訂正申出の過程で判決書写しを取得した。

判決書写しを含む、当該公図訂正申出の過程で作成又は取得された公文書は、海草振興局建設部用地課において当該公図訂正申出に係る委託費の支出票（以下「支出票」という。）に添付され、保管されていた。

支出票に記載されていた保有個人情報（実施機関が保有する公文書に記載された個人情報のことをいう。以下同じ。）は、保護条例が完全施行された平成15年7月1日から、保護条例の規定に基づいて取り扱われることとなった。ただし、同日以前に既に行われている、保有個人情報の収集等については、当然、保護条例が遡って適用されることはない。

個人情報取扱事務としての当該公図訂正申出については、平成15年7月1日登録「取得した用地の登記事務」に包摂されるものである。

支出票は、平成18年12月19日に廃棄されたので、これに伴い、当該公図訂正申出に係る保有個人情報も消滅した。

### 3 開示請求対象の特定について

(1) 上記2より、当該公図訂正申出を現行の個人情報取扱事務に当てはめると、「取得した用地の登記事務」に該当する。また、実施機関において当該事件に関する事務（以下「当該事件事務」という。）が存在したわけではないので、当該事件事務の登録簿も存在しない。

(2) 本件開示請求のあった日の翌日の平成23年4月14日、情報公開コーナーに来室した異議申立人に対し、総務学事課情報公開班職員は、上記について説明し、「取得した用地の登記事務」の登録簿を閲覧に供したうえで、本件開示請求の取下げ又は補正について促した。

この際、異議申立人は、本件開示請求の対象は「取得した用地の登記事務」の登録簿ではないとして、本件開示請求の取下げ又は補正を拒否した。

異議申立人は、登録簿は個人情報取扱事務の個別案件ごとに作成されなければならない、判決書写しの取扱いに限定した登録簿が作成されていなければならないと誤解しているものと思われる。このことについても説明したが、異議申立人の理解を得られなかった。

(3) 以上の異議申立人とのやりとりから判断して、本件開示請求の対象は、当該事件事務に限定した登録簿であると特定し、存在しないため、本件処分を行ったものである。

なお、平成23年5月16日、異議申立人から、「取得した用地の登記事務」の登録簿の写しの交付について開示請求を受け、即日開示を行っている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 開示請求対象の特定について

実施機関の説明によると、異議申立人は、「取得した用地の登記事務」の登録簿を閲覧し、写しを取得したうえで、本件開示請求の取下げ又は補正を拒否している。また、異議申立人は、現に本件異議申立てをしている。

よって、実施機関が、本件開示請求の対象は当該登録簿ではなく、当該事件事務に限定した登録簿であると特定したことは、妥当である。

したがって、当審査会は、当該事件事務に限定した登録簿の有無によって、本件処分の妥当性を判断する。

## 2 開示請求対象の存否について

- (1) 実施機関の説明のとおり、実施機関における個人情報取扱事務は、登録簿に登録され、情報公開コーナーで一般の閲覧に供される。

各個人情報取扱事務の登録は、個人情報取扱事務登録簿の作成等に係る事務処理要領（平成15年5月決定）第3条の規定に基づいて、各登録を担当する組織の長が登録内容を決定し、これを登録簿として総務学事課長に送付し、同課長が情報公開コーナー備付けの簿冊に編さんすることによって行われる。したがって、実施機関の登録簿は、すべて情報公開コーナーに備え付けられている。

また、同要領別添個人情報取扱事務登録簿記入要領（以下「記入要領」という。）第3条により、登録簿には、「〇〇許可に関する事務」というように、「個人情報を取り扱う一連の事務処理を一つの「事務」として把握し」て登録することとされている。

- (2) 実施機関の登録簿に、当該事件事務に限定して登録されたものは、存在しない。

また、実施機関が、当該公図訂正申出を包摂すると説明する「取得した用地の登記事務」以外に、当該公図訂正申出が該当すると思われる登録簿も、存在しない。

(3) 実施機関における公図訂正の申出に関する事務は、通常、和歌山県の用地取得に係る登記事務の一環として行われるものである。したがって、記入要領第3条の規定から、公図訂正の申出に関する事務が、「取得した用地の登記事務」に含まれることに不自然はない。

また、当該公図訂正申出は、同時期に行われた用地取得の一環として行われたものではないが、昭和40年代に県道用地の取得が行われた地域について公図訂正の必要が生じたために行われたものであり、「取得した用地の登記事務」に該当するという実施機関の説明は、合理的である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」以外の種々の主張をしているが、当審査会は、公開条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成23年5月17日	○諮問（実施機関）
平成23年6月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成23年7月11日	○異議申立人からの意見書を受理
平成23年7月19日	○審議

平成23年8月18日	○実施機関からの説明資料を受理
平成23年8月24日	○審議
平成23年10月28日	○審議
平成24年1月20日	○異議申立人からの意見聴取
平成24年2月17日	○審議